

# 令和 7 年度概算要求の概要

令和 6 年 8 月 人材開発統括官

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 令和 7 年度概算要求総括表

| 区 分             | 令和6年度<br>当初予算額     | 令和7年度<br>概算要求額     | 対前年度<br>比較増▲減額   | 前年比   |
|-----------------|--------------------|--------------------|------------------|-------|
|                 | 千円                 | 千円                 | 千円               | %     |
| <u>一 般 会 計</u>  | 12,214,135         | 12,908,347         | 694,212          | 105.7 |
| （うち義務的経費）       | (7,561,208)        | (7,561,377)        | 169              | 100.0 |
| （うち裁量的経費）       | (4,652,927)        | (5,346,970)        | 694,043          | 114.9 |
| <u>労働保険特別会計</u> | 225,107,216        | 228,790,283        | 3,683,067        | 101.6 |
| （ 労 災 勘 定 ）     | 2,041,640          | 2,041,640          | 0                | 100.0 |
| （ 雇 用 勘 定 ）     | 223,065,576        | 226,748,643        | 3,683,067        | 101.7 |
| <u>合 計</u>      | <u>237,321,351</u> | <u>241,698,630</u> | <u>4,377,279</u> | 101.8 |

# 令和7年度概算要求における重点事項（ポイント）

## ○リ・スキリングによる能力向上支援 【1,236億円】（1,238億円）

- 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充  
41億円（38億円）3ページ
- 中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修の実施  
80百万円（81百万円）4ページ
- スキルの階層化、標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進  
69百万円（19百万円）5,6ページ
- 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援  
556億円（540億円）7ページ
- 生成A Iを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進  
14億円（15億円）8ページ
- 事業主等が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合の賃金助成の拡充による企業における人材育成の推進  
623億円（645億円）9ページ

## ○非正規雇用労働者への支援 【312億円】（286億円）

- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施  
3.1億円（3.1億円）10ページ

- フリーター等に対する就職支援  
24億円（24億円）11ページ
- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援  
285億円（259億円）12ページ

## ○多様な人材の活躍促進 【236億円】（220億円）

- 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援  
5.6億円（5.1億円）13ページ
- 地域若者サポートステーションにおける心理相談を併用した就労支援体制の強化  
52億円（46億円）14,15ページ
- 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備  
77億円（66億円）16ページ
- 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援  
86億円（87億円）17ページ
- 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施  
16億円（16億円）18ページ

## ○技能者人材の育成・技能振興の支援 【51億円】（48億円）

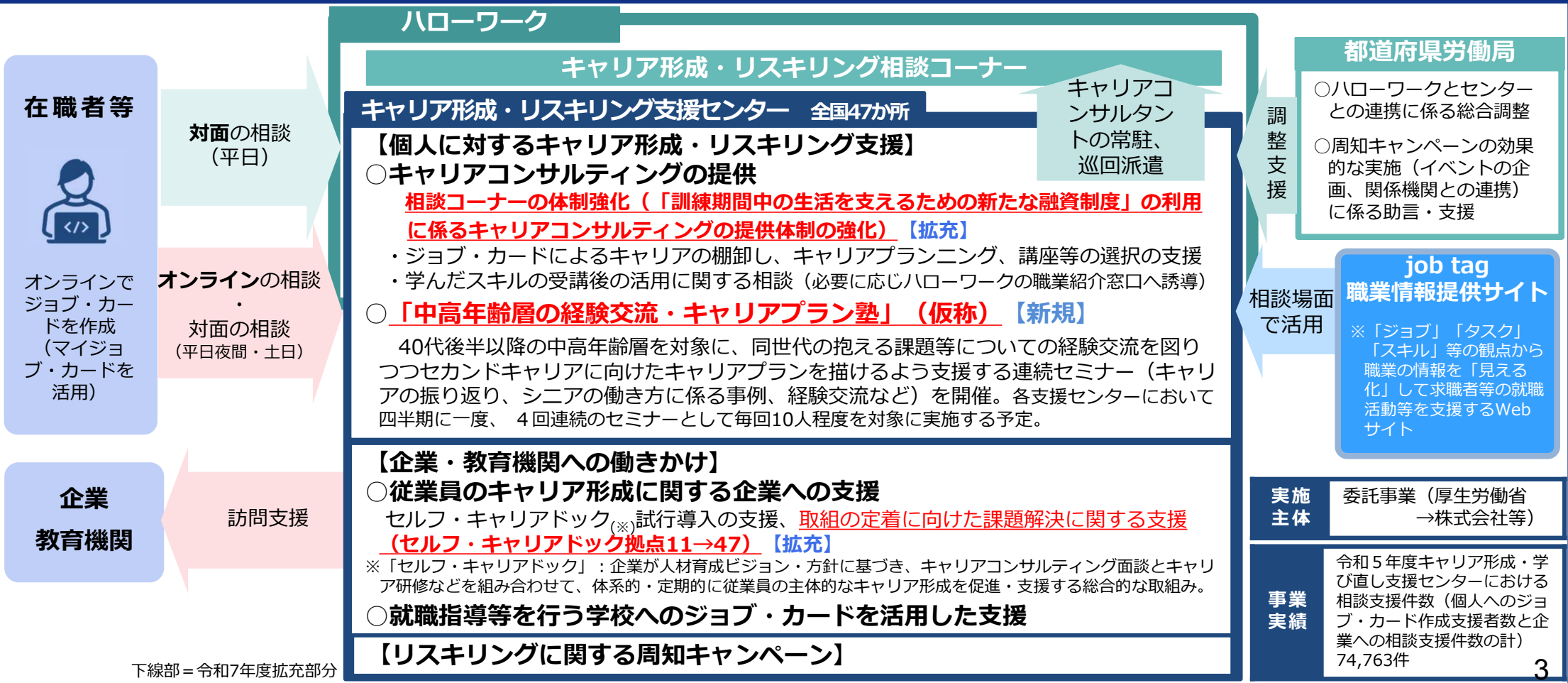
- 技能検定等の実施  
26億円（24億円）19ページ
- 若年技能者人材育成支援等事業・各種表彰  
24億円（23億円）20ページ

| 労働特会 |    |    | 子子特会 | 一般 |
|------|----|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   | 会計 |
|      | ○  |    |      |    |

事業の目的 令和7年度概算要求額 41億円（38億円）※（ ）内は前年度当初予算額

- ・労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、必要とされるスキルや労働需要の変化に対応し、自らのスキルを向上させキャリア形成を図る労働者のリスキリングの取組を促すため、リスキリングの重要性や必要性に関する理解を進めるキャンペーンを行うとともに、労働者がキャリアコンサルティングを受ける機会の提供や従業員のキャリア形成支援に取り組む企業等への支援を推進する。
- ・特に、少子高齢化が急速に進展し、全ての年代の人々がその特性・強みを生かし活躍できる環境の整備が求められる中、中高年齢層においてはセカンドキャリアを見据えたキャリアプランの策定やモチベーションの維持に課題を抱える者も多く見られることから、当該年齢層を対象としたキャリア形成支援の強化を図る。
- ・また、企業における従業員のキャリア形成支援の取組について、試行導入後の定着のための課題解決に必要な支援を強化する。

事業の概要・スキーム、実施主体等



下線部 = 令和7年度拡充部分

# 中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修の実施

令和7年度概算要求額 80百万円（81百万円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働特会 |    |    | 子子特会 | 一般 |
|------|----|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   | 会計 |
|      | ○  |    |      |    |

## 1 事業の目的

- 労働者の中長期的なキャリア形成に資する効果的な支援を提供できるよう、キャリアコンサルタントに対して、雇用政策課題に応じたテーマ別の研修をオンラインで提供する。
- 特にリ・スキリングによる能力向上支援を推進する上で、労働者の有するスキルや希望及び労働市場の状況を踏まえ、リ・スキリングの内容を適切に選択できるよう、キャリアコンサルタントが的確な支援を行うことが必要である。こうした役割を十分に担うことのできるキャリアコンサルタントの確保を図るため、リ・スキリング支援の観点から、労働市場情報を活用した効果的なキャリアコンサルティングを実施するために必要な知識・技能を付与する研修を提供する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

下記の研修をオンラインにより提供（委託により実施）

### 若者応援キャリアコンサルタント育成研修

- ・若者の特性、抱えやすい課題、支援に有用なツール等の知識

### IT分野の能力開発に関する専門研修

- ・IT分野の技術動向、キャリアパス、教育訓練や資格等の知識

### 中高年齢者の能力開発に関する専門研修

- ・中高年齢者の特性、抱えやすい課題、支援に有用なツール等の知識

### 外国人の能力開発に関する専門研修

- ・外国人労働者・留学生の特性、抱えやすい課題、関連する法律・支援制度等の知識

### 出産・育児等と仕事との両立支援に関する専門研修

- ・出産・育児等と仕事との両立で抱えやすい課題、支援に有用な法律・支援制度等の知識

### 訓練対応キャリアコンサルタント向け研修

- ・中長期的なキャリア形成支援に係るキャリアコンサルティング（背景（意義）や制度、キャリアコンサルティングの方法など）の理解、職業訓練や職業・資格、学び直し支援に有用な支援制度等の知識

### 企業支援に関する専門研修

- ・企業内のキャリア形成支援に関わる共通課題、支援に有用な支援制度等の知識

### 多様な働き方で働く者の能力開発に関する専門研修

- ・多様な働き方（非正規雇用・フリーランス等）に応じたキャリア形成支援に関わる課題、支援に有用な支援制度等の知識

### スーパービジョン研修

- ・継続的にスーパービジョンを受けることにより資質の向上を図る契機とするため、キャリアコンサルタントにスーパービジョンを受ける機会を提供

### 労働市場の基礎的情報の活用に関する専門研修

- ・job tag（職業情報提供サイト）や求職・求人に関して官民が有する基礎的情報等を有効に活用したキャリアコンサルティングの実施に関する研修

### 各産業の状況を踏まえた能力開発に関する業種別専門研修

- ・各産業の状況を踏まえ、業種ごとに、当該分野への就職や企業内でのキャリアアップに関する的確な助言・支援の実施に必要な知識（令和6年度3業種開発中。令和7年度2業種開発予定。）

# 団体等検定の創設支援事業

| 労働特区 |    |    | 子子特区 | 一般<br>会計 |
|------|----|----|------|----------|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   |          |
|      | ○  |    |      |          |

令和7年度概算要求額 17百万円（19百万） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 令和6年3月、社内検定認定制度（当該企業等の雇用労働者のみ受検対象とする職業能力検定）を拡充した団体等検定制度について、外部労働市場に一定の通用力を有する職業能力評価制度として活用促進を行うことで、企業横断的な能力評価の基盤整備、労働者が自らの意思で仕事を選択でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を実現する。

- そのため、同制度の認定を受けることを希望する企業・業界団体等に対し、コンサルタントによる支援や出張相談会を行う。

※ 労働移動を進めていくには、・・・（略）・・・企業横断的な能力評価の基盤整備、・・・（略）・・・等、労働者が自らの意思で仕事を選択でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備が重要（労働政策審議会労働政策基本部会報告書（令和5年5月12日））

## 2 事業の概要・スキーム

### 【制度概要】

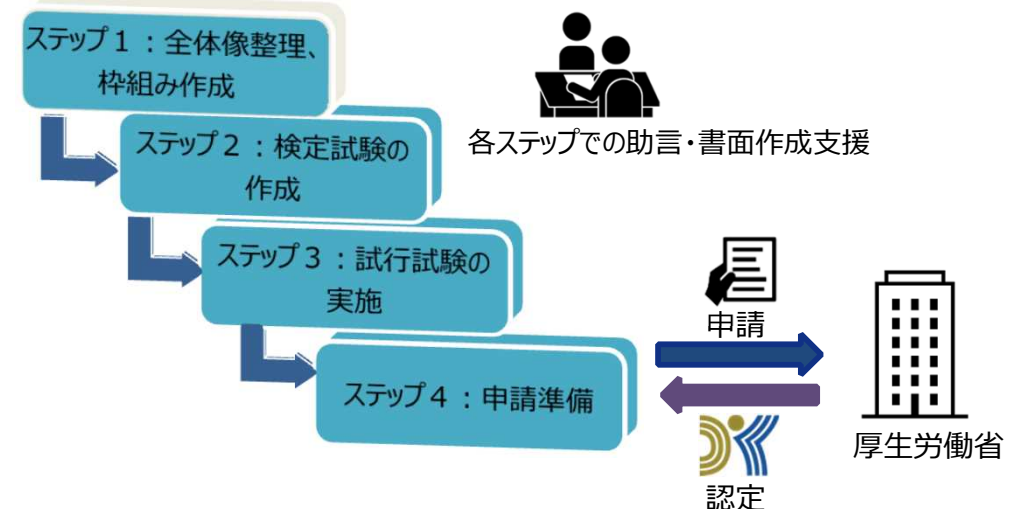
事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する。

|          | 技能検定                                                                      | 団体等検定<br>(令和6年3月新設)                                                             | 認定社内検定                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 概要       | 名称独占の国家資格<br>(技能士)                                                        | 要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定※<br>※検定の枠組みを認定<br>(国家資格ではない)                               | 要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定※<br>※検定の枠組みを認定<br>(国家資格ではない)              |
| 実施機関     | 都道府県又は民間団体が実施                                                             | 民間団体・個別企業が独自に実施                                                                 | 民間団体・個別企業が独自に実施                                                |
| 対象技能・対象者 | ・全国的に業界標準が確立された技能<br>・一定数の受検者が見込める職種<br>(概ね年間1000人以上)<br>・実施機関の雇用労働者以外も対象 | ・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象<br>(検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可)<br>・実施機関の雇用労働者以外も対象 | ・個別企業、団体において先進的・特有の技能<br>・実施機関の雇用労働者のみが対象(団体が実施する場合には会員企業の労働者) |
| 評価方法     | ・学科試験＋実技試験により評価<br>・労働者のキャリアラダーとなるよう、原則として複数等級                            |                                                                                 |                                                                |

### 【事業概要】

民間団体への委託により、以下の事業を実施する。

- ① 専門家(職業能力検定認定業務支援コンサルタント)による検定の創設支援



- ② 団体等検定実施によるメリット、検定の構築方法等について説明する、周知広報を目的とした出張相談会の開催  
(全国で計4回)



令和7年度概算要求額 52百万円 ( - ) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

| 労働特会 |    |    | 子子特会 | 一般 |
|------|----|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   | 会計 |
|      | ○  |    |      |    |

## 1 事業の目的

- 就業人口の約6割を占める「現場人材」の構造的賃上げを実現するためには、スキルの向上の支援と向上したスキルを正當に評価する仕組みが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針（2024年）においても「幅広い業種(建設、物流、観光等)において、業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定の活用を促進する」とされている。
- 現場人材が活躍する分野にスキルを正當に評価する仕組みを広げるため、現状の国家資格・民間資格と処遇との関係を、業界内の労使団体の協力を得て、実態調査やヒアリングを通じて整理・明確化するとともに、必要に応じて技能検定、団体等検定等の創設の検討を進める事業を実施する。事業の成果はjob tagに掲載する。
- 令和7年度は厚生労働省職業能力評価基準が一定程度作成されている観光・物流等の分野から2分野選定して実施する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 【主な検討事項等】

- ① 業界内における国家資格・民間資格の把握・整理
- ② 把握した資格と処遇(雇用形態、職務範囲、賃金等)の現状を把握（個別企業のヒアリングやアンケート調査を活用）
- ③ ②で把握した関係を元に、業界内の資格のラダーを作成し、標準的なキャリアラダーを整理
  - ※ 技能検定や、現在先行し実施されている、建設関係のCCUS、IT関係のIPAのように、複数階級による段階的なラダーの整備を想定
- ④ 資格制度を活用した処遇改善に関する取り組み（好事例）
- ⑤ 把握した成果をjob tagに掲載する。

①学識経験者・労使団体代表からなる検討会の設置



#### 【令和7年度実施予定候補分野】

- ▶観光
  - ・ホテル業
  - ・添乗サービス業
- ▶物流
  - ・ロジスティック分野
  - ・マテリアル・ハンドリング分野



②ヒアリング・アンケート調査により、業界内の国家・民間資格と処遇との関連を調査・整理



③結果のとりまとめ



報告書・好事例集



④job tagへ掲載



# 公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進

人材開発統括官付訓練企画室（内線5926、5600）  
職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）

令和7年度概算要求額 556億円（540億円） ※（）内は前年度当初予算額

| 労働特区 |      |    | 子子特区 | 一般<br>会計 |
|------|------|----|------|----------|
| 労災   | 雇用   | 徴収 | 育休   |          |
|      | 9/10 |    |      | 1/10     |

## 1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④デジタル分野以外の訓練コースにおいてもDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、質的拡充を図る。

## 2 事業の概要

令和5年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）9,788人／求職者支援訓練14,915人／生産性向上支援訓練13,682人

### ①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

（1）DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする

（IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ）

（2）企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする

### ②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

### ③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）の機会を拡充する（+3,000人）【拡充】

### ④デジタルリテラシーの向上促進

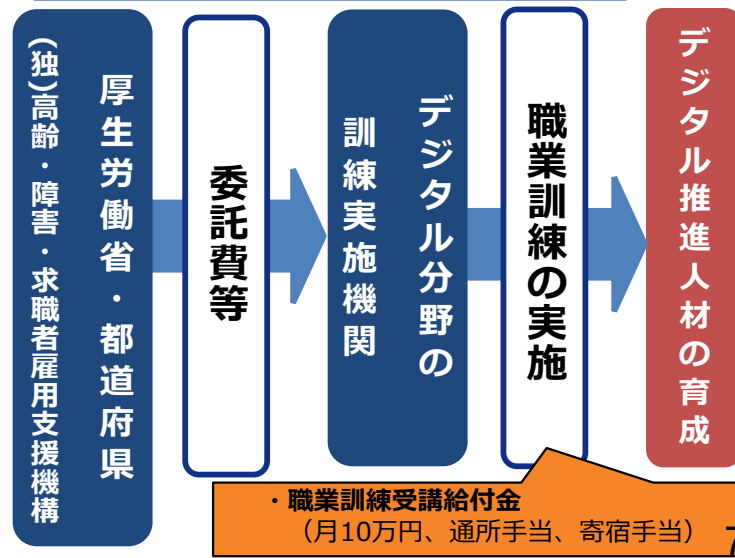
デジタル分野以外の全ての公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。

※①～②は令和8年度末までの時限措置

## 3 訓練コースの質・量の確保の取組

訓練コースの質・量の確保のため、デジタル分野の訓練を含む公共職業訓練（委託訓練）の知識等習得コース及び求職者支援訓練の委託費等の単価を1人当たり月3,000円引き上げる【拡充】

## 4 スキーム・実施主体等



# デジタル人材育成のための「実践の場」 開拓モデル事業

人材開発統括官付政策企画室  
(内線5963)

令和7年度概算要求額 14億円 (15億円) ※ () 内は前年度当初予算額

| 労働特会 |    |    | 子子特会 | 一般 |
|------|----|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   | 会計 |
|      | ○  |    |      |    |

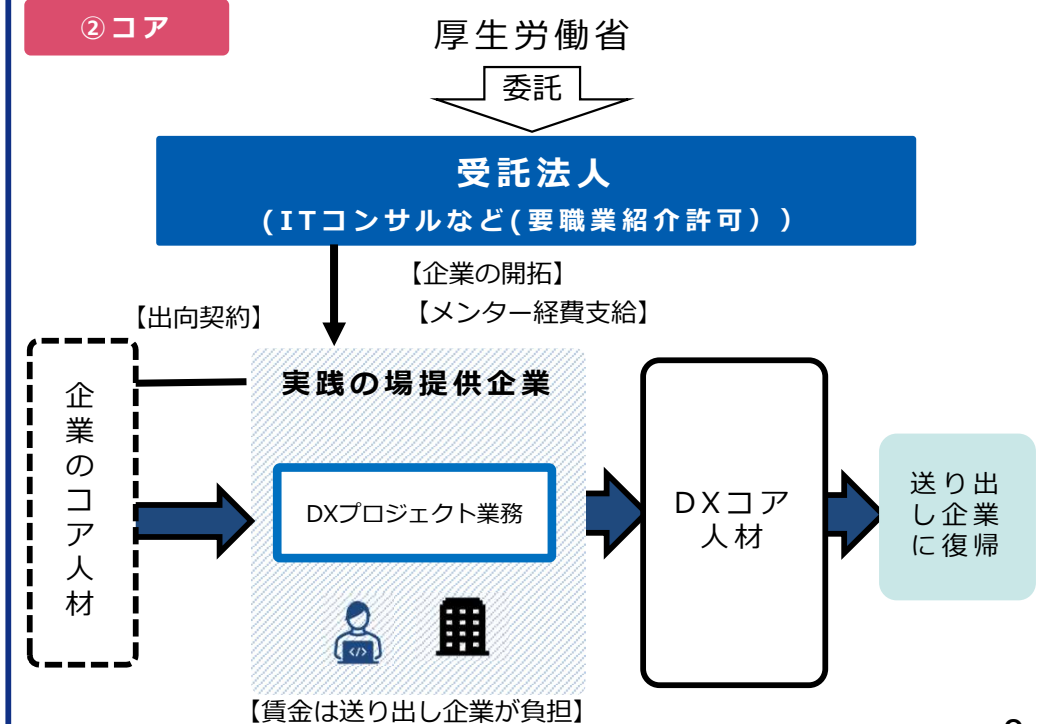
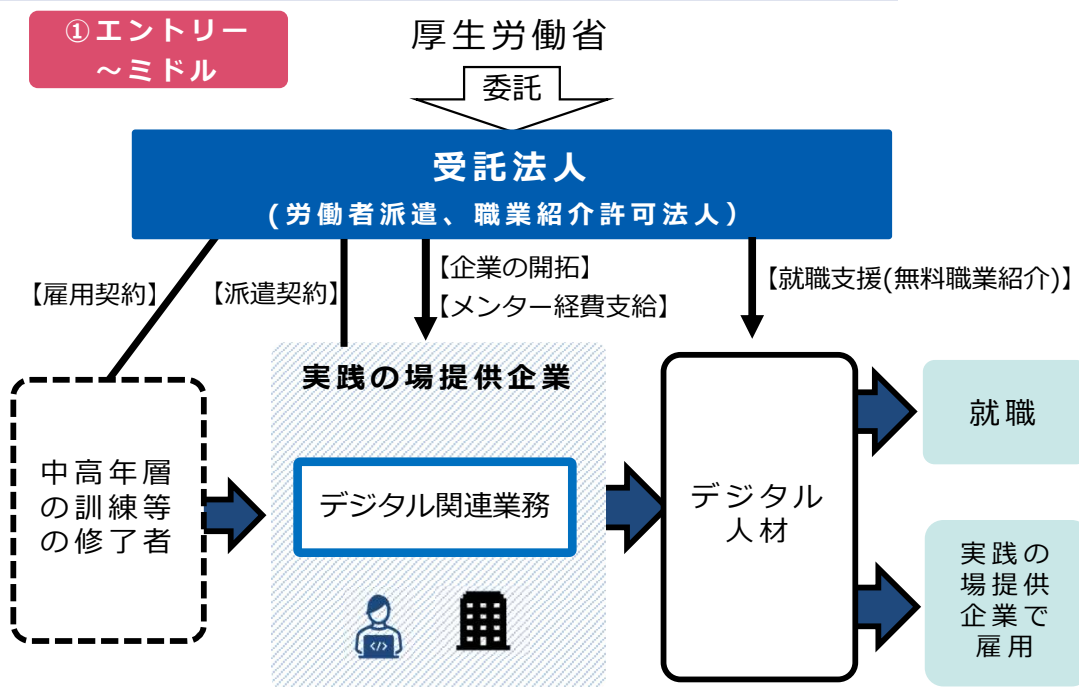
## 1 事業の目的

- 生成AIを含むデジタル人材の育成が急務である中、以下の2つのタイプの人材はOFF-JTだけでは不十分で実務経験が必要とされている。
- ①他職種からIT人材に転職を目指す者のうち中高年齢者は、公的職業訓練等を修了し一定のスキルを得ても未経験のため就職率が低い傾向(※1)。
  - ②IT以外の産業分野の企業のDX推進のためには、企業内に、DXを推進する人材が必要だが、こうした人材は座学講座だけでは足りず、実践の場を通じて経験を積むことが必要(※2)。
- このため、①、②のケースのための「実践の場」を創出するモデル事業を実施し、その効果・課題等を把握し、より効率的・効果的な支援の在り方を検証する。(事業実施期間：令和5年度～7年度)

※1 公共職業訓練修了後の就職率 全体20歳代68.2%、デジタル65.7%、**全体35歳以上63.0%、デジタル53.5%** (令和3年度 公共職業訓練(都道府県分))

※2 デジタル人材育成のため「自社のe-ラーニング」(59.3%)を実施しているものの、「取り組んでいるがDXにつながらない」(28.2%)、「推進できる人がいない」(27.4%)傾向がある。  
育成が必要なDX人材は「現場でDXを企画・推進するデジタル変革人材」(65.6%)、「現場でデジタルを活用できるデジタル活用人材」(46.2%)などと考えられており、現場でのアウトプットも含めた「実践的な学び」の機会が必要(パーソルプロセス&テクノロジー株式会社「DX・デジタル人材育成トレンド調査2022」)

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



令和7年度概算要求額 **623億円（645億円）** ※（ ）内は前年度当初予算額

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスキリング支援コース 569億円（573億円）

| 労働特区 |    |    | 子子特区 | 一般 |
|------|----|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   | 会計 |
|      | ○  |    |      |    |

## 1 事業の目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

【令和5年度実績：38,190件（支給決定件数）】

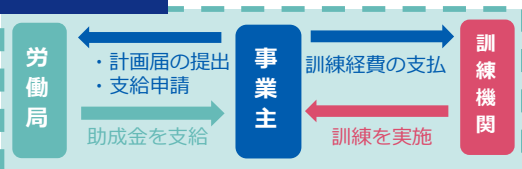
### 見直しの概要

○非正規に係る訓練機会を増加させるため、人材育成訓練の非正規助成率を60%→70%に引き上げる。

また、正社員化による高率助成を有期実習型訓練に限定し、正社員化を支給要件とし、助成率を75%に引き上げる。

○賃金助成を960円から1,000円、760円から800円、380円から400円、480円から500円に引き上げる。

### スキーム



| コース名             | 対象訓練・助成内容                                      |                                      | 助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外 |                         |                     |
|------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|
|                  |                                                |                                      | OFF-JT                  |                         | OJT                 |
|                  |                                                |                                      | 経費助成                    | 賃金助成                    | 実施助成                |
| 人材育成支援コース        | OFF-JT訓練（人材育成訓練）                               |                                      | 正規:45(30)%<br>非正規:70%   |                         | —                   |
|                  | OFF-JTとOJTの<br>組み合わせ訓練                         | 企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）         | 45(30)%                 | 800(400)円/時・人           | 最低6か月<br>20(11)万円/人 |
|                  |                                                | 非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）（正社員化要件） | 75%                     |                         | 最低2か月<br>10(9)万円/人  |
| 教育訓練休暇等付与コース     | 有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合 |                                      | 30万円<br>※制度導入助成         | —                       | —                   |
| 人への投資促進コース       | 高度デジタル人材訓練<br>／成長分野等人材訓練                       | デジタル                                 | 75(60)%                 | 1,000(500)円/時・人         | —                   |
|                  |                                                | 成長分野                                 | 75%                     | 1,000円/時・人<br>※国内大学院    | —                   |
|                  | 情報技術分野認定実習併用職業訓練（OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）           |                                      | 60(45)%                 | 800(400)円/時・人           | 最低6か月<br>20(11)万円/人 |
|                  | 定額制訓練                                          |                                      | 60(45)%                 | —                       | —                   |
|                  | 自発的職業能力開発訓練                                    |                                      | 45%                     | —                       | —                   |
|                  | 長期教育訓練休暇制度<br>／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度          | 長期休暇                                 | 20万円<br>※制度導入助成         | 1,000(800)円/時・人<br>※有給時 | —                   |
|                  |                                                | 短時間勤務等                               | 20万円<br>※制度導入助成         | —                       | —                   |
| 事業展開等リスキリング支援コース | 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練            |                                      | 75(60)%                 | 1,000(500)円/時・人         | —                   |

※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率を15%加算。

# 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施

人材開発統括官付訓練企画室  
(内線5923)

令和7年度概算要求額 3.1億円 (3.1億円) ※()内は前年度当初予算額

| 労働特会 |    |    | 子子特会 | 一般会計 |
|------|----|----|------|------|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   |      |
|      | ○  |    |      |      |

## 1 事業の目的

変化の激しい企業のビジネス環境に対応するために労働者のスキルアップが求められている中で、正社員に対してOFF-JTを実施した事業所割合が71.4%に対し、正社員以外に対しては28.3%と、正社員以外の労働者の能力開発機会は少ない状況にあり、非正規雇用労働者等が働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるような仕組みを構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキリングを支援することが必要である。

このため、在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を引き続き試行的に、非正規雇用労働者等に対して提供する。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 試行事業の実施

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、非正規雇用労働者等を対象とした職業訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施し、好事例となる取組を収集する。

### (2) 試行事業の内容等

#### ア 対象者

主に非正規雇用労働者 720名

#### イ 実施方法等

受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン（オンデマンド、同時双方向）形式を効果的に組み合わせて実施することを想定。

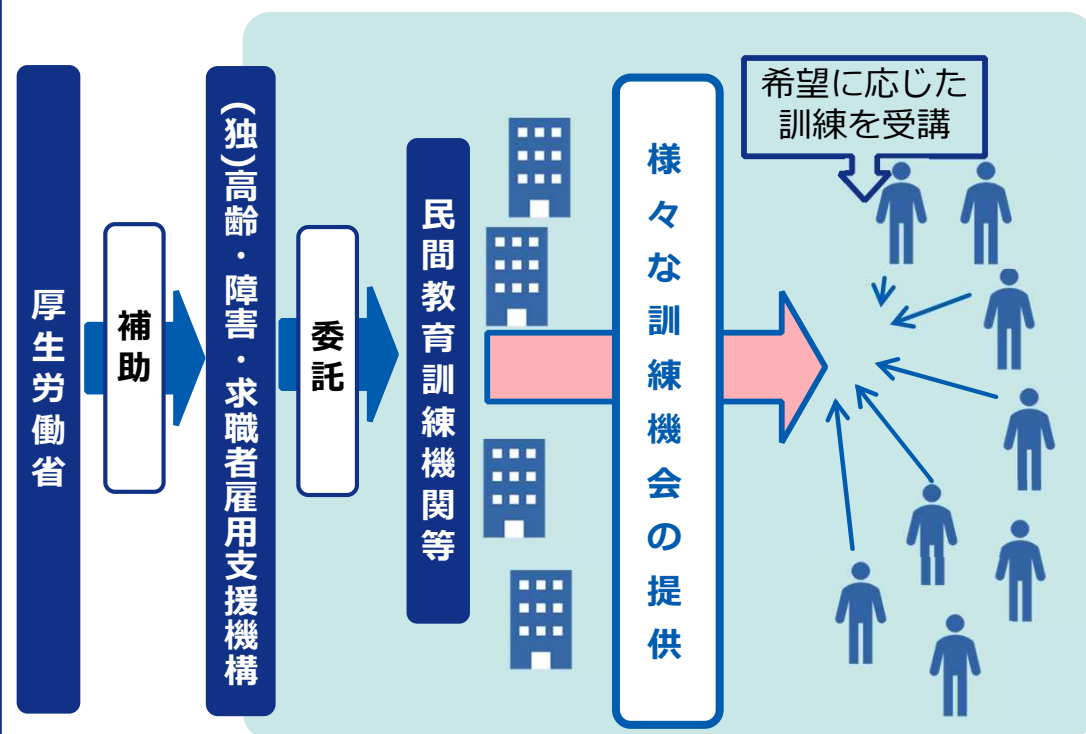
#### ウ 総訓練時間・受講可能期間

150時間程度。受講可能期間最大6か月

#### エ 受講継続等の支援策

実施機関において、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。

## 3 実施主体等



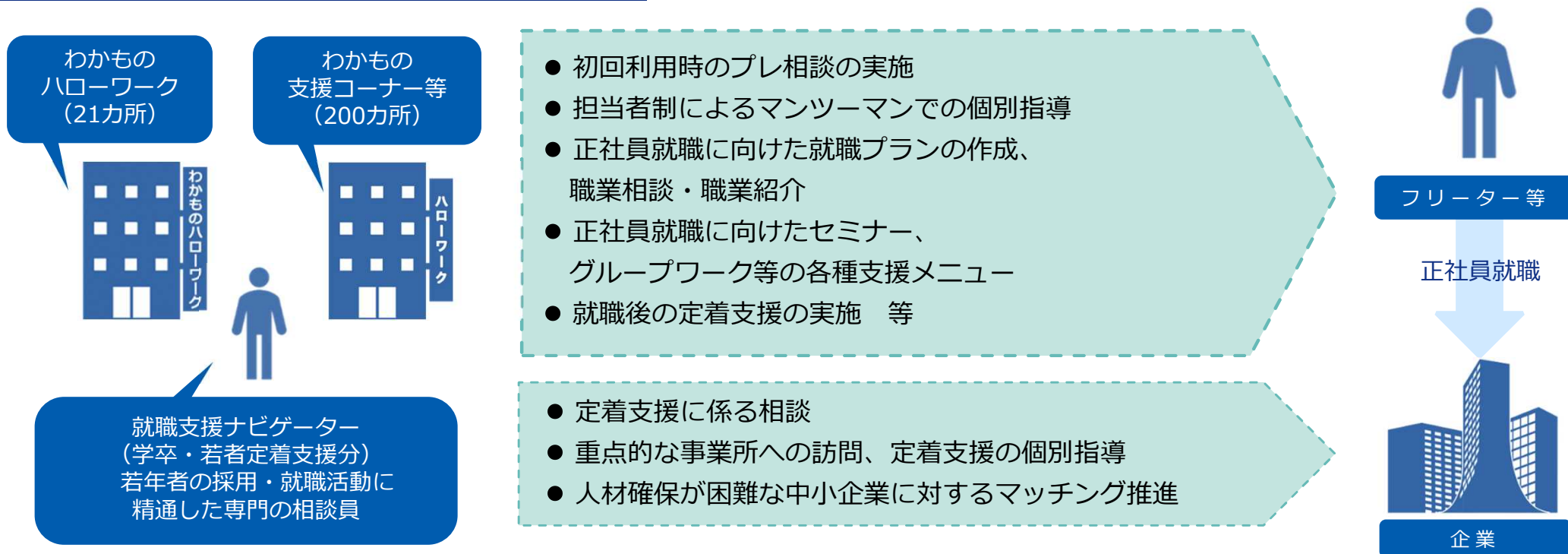
令和7年度概算要求額 24億円 (24億円) ※ () 内は前年度当初予算額

| 労働特会 |    |    | 子子特会 | 一般 |
|------|----|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   | 会計 |
|      | ○  |    |      |    |

## 1 事業の目的

- フリーターは長期的には減少傾向にあるものの、令和5年には全国で約134万人と2万人増加した。フリーターは収入やキャリア形成、社会保障など様々の面で課題があり、フリーターとしての期間が長期化することは経済社会全体にも影響を及ぼしかねない。
- また、正社員として就職したが早期に離職する等、不本意な非正規雇用を続ける若年者も一定程度存在している。
- そのため、正社員就職を希望するおおむね35歳未満の求職者であって、フリーターを始めとした臨時的・短期的な就業や失業状態を繰り返す等不安定就労の期間が長い方や、非正規雇用の就業経験が多い方、正社員就職後短期間で離職した方などについて、「わかものハローワーク」等を拠点とした計画的で一貫した就職支援を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



令和5年度実績：ハローワークにおけるフリーター等の正社員化数 9.8万人

令和7年度概算要求額 **285億円**（259億円） ※（）内は前年度当初予算額。

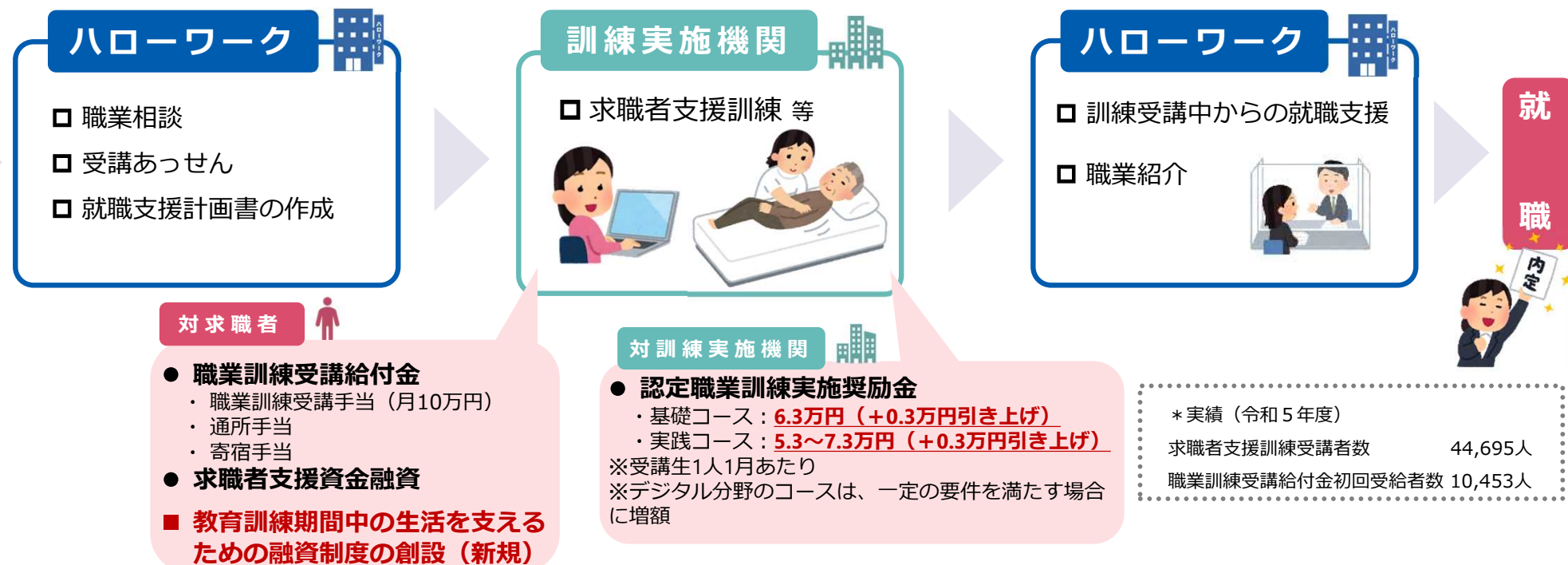
※令和7年度概算要求額は教育訓練期間中の生活を支えるための融資制度の創設5.1億円を含む。

| 労働特会 |     |    | 子子特会 | 一般  |
|------|-----|----|------|-----|
| 労災   | 雇用  | 徴収 | 育休   | 会計  |
|      | 3/4 |    |      | 1/4 |

## 1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
  - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
  - ・教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

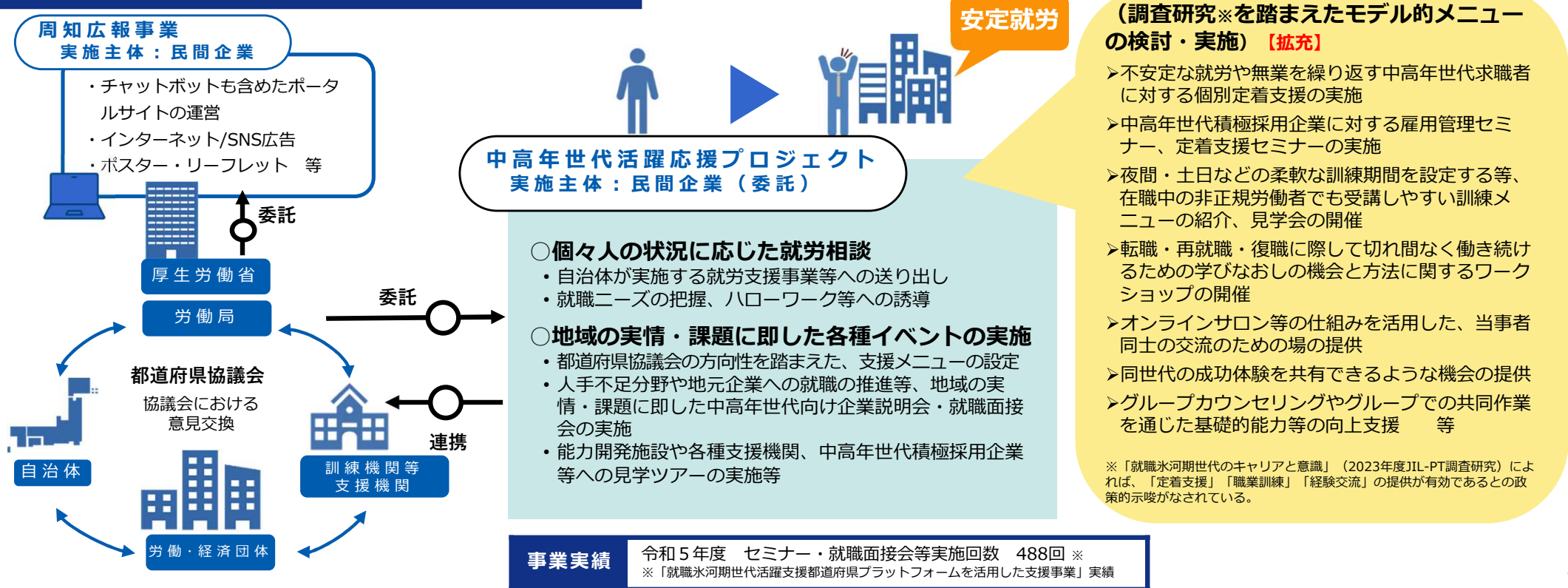
| 労働特区 |    |    | 子子特区 | 一般 |
|------|----|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   | 会計 |
|      | ○  |    |      |    |

令和7年度概算要求額 5.6億円（5.1億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含む中高年世代には、非正規雇用期間が長く、正規雇用に比べて能力開発機会が乏しいため、処遇面も含めて現在も厳しい状況にあり、自己評価が低い傾向があるほか、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定数存在。
- このため、本プロジェクトにより、地方自治体・国と民間団体が一体となり、中高年世代の方々の安定就労の実現を支援。
- 具体的には、
  - ・ 労働局、地方自治体、労働・経済の地元団体、訓練機関等支援機関をメンバーとする協議会が、人手不足分野や地元企業への就職の推進等、地域の実情・課題も踏まえた支援の方向性を取りまとめ、その具体化と実施を民間企業に委託。
  - ・ 委託を受けた民間企業は、民間企業ならではのノウハウを活かして支援事業のメニューを作成し、展開。
  - ・ また、この取組みの成果を高めるため、社会参加から就職後の職場定着までの多岐にわたる支援をワンストップで本人や家族に届けるための広報事業を国が実施。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



令和7年度概算要求額 52億円 (46億円) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

| 労働特会 |      |    | 子子特会 | 一般<br>会計 |
|------|------|----|------|----------|
| 労災   | 雇用   | 徴収 | 育休   |          |
|      | 7/10 |    |      | 3/10     |

## 1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

## 2 事業概要等

### 実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和6年度177か所（全都道府県に設置）。

### 支援内容

※令和7年度は181か所分を要求

- 専門家による心理相談を踏まえ、キャリアコンサルタントが作成した個別の支援計画による支援を実施。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。



就職等者数  
12,255人  
(令和5年度)

就職等率  
(=就職等者数/新規登録者数)  
71.7%  
(令和5年度)

総利用件数  
491,394件  
(令和5年度)

新規登録者数  
17,096人  
(令和5年度)

## 若年無業者等に対する心理的相談の充実のための体制強化

令和7年度概算要求額 9.6億円 (－)

※ ( ) 内は前年度当初予算額

※地域若者サポートステーション事業の概算要求額の内数

| 労働特会 |     |    | 子子特会 | 一般会計 |
|------|-----|----|------|------|
| 労災   | 雇用  | 徴収 | 育休   |      |
|      | 1/2 |    |      | 1/2  |

## 1 事業の目的

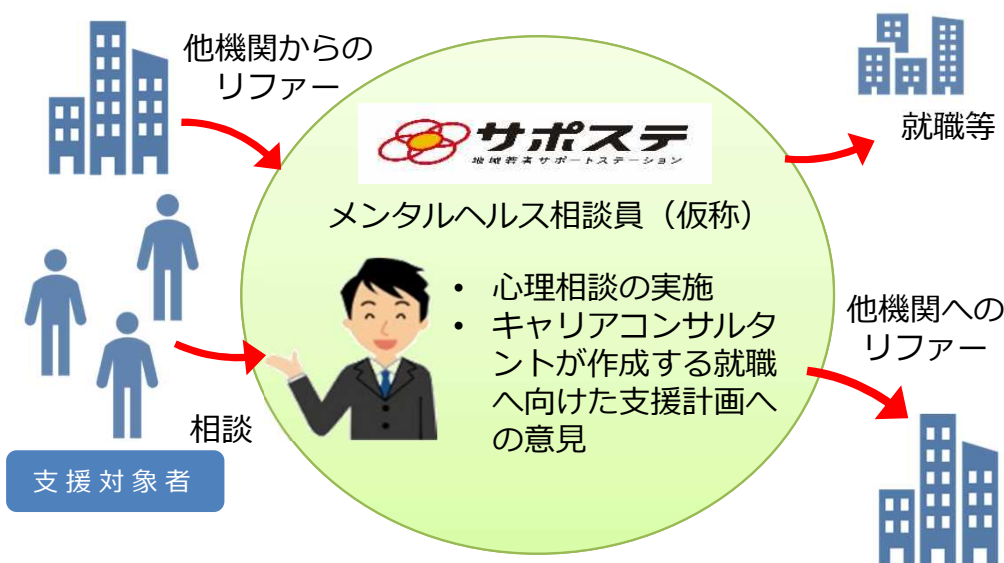
- 就労に困難を抱える若年無業者等の就労支援を行う地域若者サポートステーション（以下「サポステ」）の支援対象者には、多くのひきこもり経験者が含まれており、こうした方の就労支援には心理的なケアを併せて行うことが有効。
- 経済財政運営と改革の基本方針（令和6年6月21日閣議決定）においても、「地域若者サポートステーションの就労支援体制の強化などひきこもり支援を着実に推進する。」とされていることを踏まえ、各サポステに公認心理師等のメンタルヘルスの専門知識を有する相談員を配置するなどにより、相談支援の質の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要等

○ひきこもり経験者には、過去のトラウマ（人間関係のトラブル等）により、心の不調がある方や自信を喪失している方等多い。また、近年は発達障害が疑われる方からの相談が増加しているため、こうした現状に対応する必要がある。



○各サポステに**専門の相談員を配置（145箇所(本所)×1名）**すること等により、幅広い層への相談支援への対応を図るとともに、現利用者について専門機関へのリファーや併用を考えた上での対応や、福祉事務所や保健所からのリファーによる利用者への対応等、**就労支援を行うための総合的な相談支援を行う体制を強化**する。



＜サポステ利用者の声＞ ※HP掲載情報より一部加工

親のすすめを機にサポステに登録。なりたい自分に近づくための方法を相談しました。そのとき、「一見関係ないように思えることも経験することで、徐々に夢に近づいていく方法もある」とアドバイスされ、どんなことでも挑戦してみようと、柔軟な気持ちになりました。【よこはま若者サポートステーション卒業生】

最初の相談で、自分が思っていることをスタッフの方に素直に話せたことで、とても心強く感じたのを覚えています。サポステはきっかけを与えてくれる場所。実際に社会へ出てみたら、「そんなに気張らなくて大丈夫なんだ」と気づくことばかりです。今何をしようか悩んでいる人は、一度訪れてみてください。【かしわ地域若者サポートステーション卒業生】

心身のバランスを崩し、10年以上家に引きこもっていましたが、働きたいという気持ちはずっとありました。『未経験の職種だが、コソコソ生懸命取り組むことができる仕事があなたには向いているんじゃないか。』と言われたことで、新しいことにチャレンジしてみようという気持ちになりました。定期的に連絡をくれたのが一番嬉しくて、とても心強かったです。そのおかげで未経験の職種での採用が決まり、現在、フルタイム勤務で頑張っているところです。【こうべ若者サポートステーション卒業生】

令和7年度概算要求額

77億円 (66億円) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

一般会計 19億円 (15億円)  
労災勘定 12億円 (12億円)  
雇用勘定 46億円 (39億円)

| 労働特区 |       |    | 子子特区 | 一般<br>会計 |
|------|-------|----|------|----------|
| 労災   | 雇用    | 徴収 | 育休   |          |
| 3/20 | 12/20 |    |      | 5/20     |

## 1 事業の目的

外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。なお、育成就労制度においては外国人育成就労機構に改組される予定。

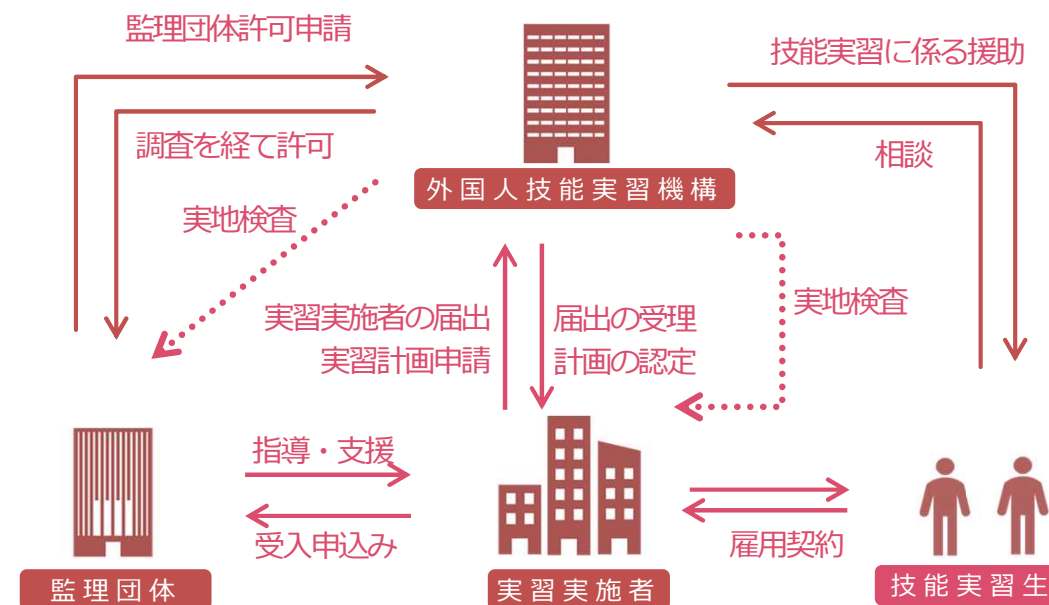
## 2 事業の概要・スキーム

<主な事務>

1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助 等

公布後3年以内に施行される  
育成就労制度の創設を見据え、  
法施行と同時に外国人育成就  
労機構に改組される外国人技  
能実習機構におけるシステム  
体制の強化等を行う。

【現行制度】



## 3 実施主体等

- 実施主体：外国人技能実習機構（認可法人）  
※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
- 設置根拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 交付金：法96条に基づき、国が交付
- 設立年月日：平成29年1月25日（設立登記日）
- 資本金：1億9,304万円（国からの出資額）
- 本部 〒108-0075 東京都港区海岸3-9-15 LOOP X 3階  
電話番号：03-6712-1523（代表）  
ホームページ：<https://www.otit.go.jp/>
- 役員  
理事長 大谷 晃大  
理事 村松 達也  
近江 愛子  
高澤 滝夫  
監事 松田 誠太  
石田 恵美（非常勤）  
※令和6年4月1日時点

## 4 事業実績

技能実習生数（令和5年末）  
：404,556人  
監理団体数（令和6年5月）  
：3,726  
実習実施者数（令和4年度末）  
：64,945

令和7年度概算要求額 86億円 (87億円) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

| 労働特会 |      |    | 子子特会 | 一般   |
|------|------|----|------|------|
| 労災   | 雇用   | 徴収 | 育休   | 会計   |
|      | 9/10 |    |      | 1/10 |

## 1 事業の目的

- 令和6年3月卒の新規学卒者等の就職率は大学生で98.1%と過去最高を記録したが、一方で、中小企業における若年者の人材確保難や早期離職問題も顕在化しているほか、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった、深刻な課題を抱えた学生も一定数存在している。
- このような中で、就職に困難な課題を抱える新規学卒者等の状況に即した的確な対策を重点的に講じることにより、新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を強力に推進する。

## 2 事業の概要・スキーム

新卒応援ハローワーク (55箇所)

就職支援ナビゲーター (1,208人)



一般支援  
(1,117人)

- ・就職活動に不安を抱える学生等への支援
- ・早期離職のリスクを抱えた学生等への支援
- ・企業に対するマッチング支援

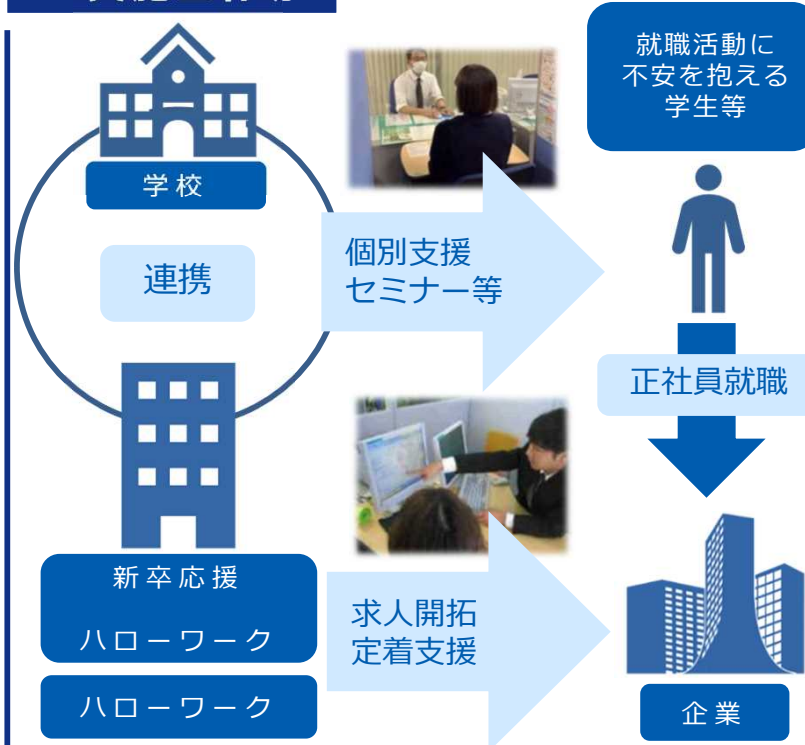
連携支援  
(91人)

- ・コミュニケーションに課題を抱える等、就職活動に特に支援を要する学生等への支援

- 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等
- 学校担当者制による出張相談・セミナーなど大学等と連携した支援
- 新卒者等向けの求人開拓の積極的な実施
- 事業者及び労働者に対する就職後の定着支援 など

令和5年度実績：就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数 15.8万人

## 3 実施主体等



令和7年度要求額 16 億円 (16 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

| 労働特会 |    |    | 子子特会 | 一般 |
|------|----|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   | 会計 |
|      | ○  |    |      |    |

## 1 事業の目的

求職障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。また、障害者職業能力開発校だけでなく、47都道府県にある一般の職業能力開発校においても、精神障害者等に対する職業訓練の実施が課題となっているため、当該訓練校における精神障害者等の受け入れ体制を強化する。

## 2 委託訓練事業の概要・スキーム

### 委託訓練実施機関（民間団体）

### 訓練受講④

＜対象者＞障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者  
・ 障害者手帳を有する者  
・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

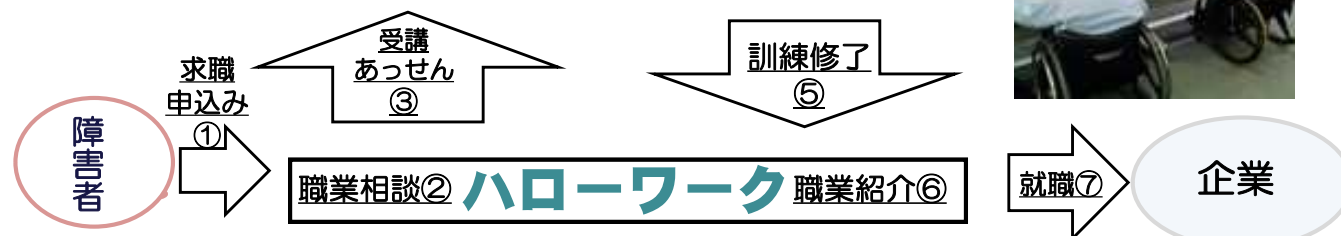
### ＜訓練内容＞

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6.4万円又は9.6万円が上限

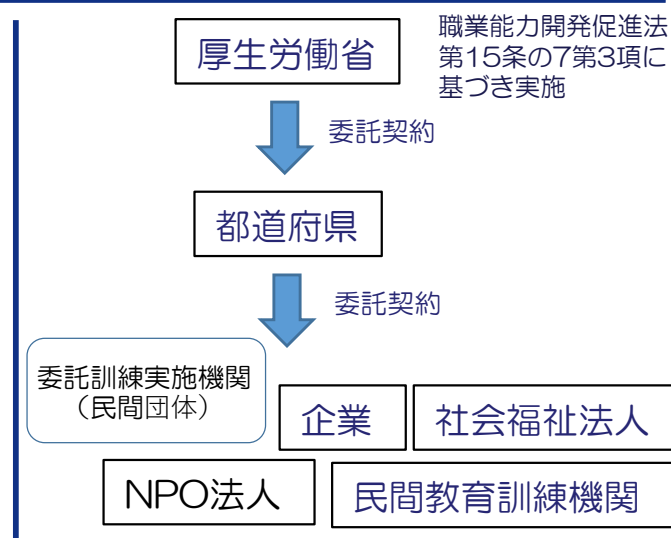
人件費・物価上昇等に対応した委託費の引上げ【拡充】

### ＜訓練コース＞

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）



## 3 委託訓練事業の実施主体等



## 4 訓練以外の事業概要

- 1 障害者職業訓練コーディネーターの配置
- 2 障害者職業訓練コーチの配置
- 3 実践能力習得コース等開拓支援事業
- 4 精神保健福祉士等外部専門家及び手話通訳の活用
- 5 職業能力開発校(一般校)における精神障害者等の受入れ体制等の強化【拡充】  
精神保健福祉士の配置131人(122人)

# 技能検定等推進費（都道府県、中央職業能力開発協会、指定試験機関）

令和7年度概算要求額 26億円（24億円） ※（）内は前年度当初予算額

| 労働特会 |    |    | 子会特会 | 一般 |
|------|----|----|------|----|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   | 会計 |
|      | ○  |    |      |    |

## 1 事業の目的

- 技能検定制度については、個人の能力開発の目標設定・動機付けとして機能することにより、計画的なキャリア形成、人材の確保・育成を図る上で重要な役割を果たしてきている。技能検定の実施主体である、都道府県職業能力開発協会、中央職業能力開発協会、指定試験機関に対して、技能検定の運営に要する経費等を補助する必要があることから、それぞれに対して補助を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### （1）技能向上対策費補助金（都道府県職業能力開発協会費）

- ・ 都道府県職業能力開発協会における技能検定、職業振興訓練の各事業費及び管理費（人件費を含む。）並びに都道府県の技能検定実施事務費に対する補助

【補助率：補助対象経費に対して、国負担1/4（最大で県と同額）、県負担1/4、県協会負担2/4】

### （2）技能向上対策費補助金（中央職業能力開発協会費）

- ・ 中央職業能力開発協会の運営に要する経費等の一部に対する補助

【補助率：補助対象経費に対して1/2（一部10/10）】

### （3）技能向上対策費補助金（都道府県職業能力開発協会費・指定試験機関費）

- ・ **若年者を対象とした入職促進関係経費**

### （4）本省経費・技能向上対策費補助金（中央職業能力開発協会費）

- ・ 育成就労制度において外国人労働者向けに実施される技能検定について、
  - ①作業内容等に適合した新たな試験基準・試験問題の在り方の検討
  - ②実態を踏まえた検定職種・分野の在り方の検討

※ 試験基準、検定職種・分野の在り方については厚生労働省が、  
試験問題の在り方については中央職業能力開発協会が、それぞれ検討

## 若年者入職促進措置

- 若年者の入職促進の観点から、エントリー級である技能検定3級の若年受検者を対象に、実技試験の受検手数料の一部を支援
  - ＜対象＞
    - ・ 「ものづくり分野」技能検定の3級の実技試験
    - ・ 23歳未満の受検者
  - ＜支援額の上限＞
    - ・ 実技試験の標準手数料の1/2（在校生は1/4）

令和7年度概算要求額 **24億円** (23億円) ※( )内は前年度当初予算額

| 労働特会 |    |    | 子子特会 | 一般<br>会計 |
|------|----|----|------|----------|
| 労災   | 雇用 | 徴収 | 育休   |          |
|      | ○  |    |      |          |

## 1 事業の目的

熟練技能者の引退に伴い、我が国競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となっている。また、若年者のものづくり離れが見られる等の課題に対応するため、技能者の地位の向上を図るとともに、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備し、優れた技能を習得した人材の確保・育成につなげていくためには、優れた技能の魅力を広く発信することが必要である。

## 2 事業の概要

### (1) 若年技能者に対するマイスターの実技指導の実施

- ① 中小企業・工業高校等に派遣し、若年技能者の技能向上を図る
- ② 将来の技能者となり得る小中学生等にその魅力を伝える
- ③ 技能士の技能職種・レベルに応じた体系的支援【拡充】
  - ・ものづくり分野以外の技能検定職種追加に係るマイスター要件の見直し
  - ・経験を積んだ高度な熟練技能者による技能継承の支援
- ④ 労働局・ハローワークとの連携による教育機関等へのマイスター派遣の充実【拡充】

### (2) 地域における技能振興事業の実施

- ① 技能五輪全国大会予選会の開催
- ② 各種競技大会の参加支援（中小企業対象）
- ③ 各種競技大会に併せた技能振興企画の実施

### (3) 各種表彰の実施

- ① 卓越した技能者の表彰
- ② 職業能力開発関係大臣表彰
- ③ ものづくり日本大賞の表彰（3年に一度実施）

## 3 事業スキーム・実施主体等

